

26監査公表第16号

地方自治法第199条第12項の規定により，平成26年9月16日に福岡市長から行政監査の結果に関する措置について通知を受けたので，同項の規定により次のとおり公表する。

平成26年11月6日

福岡市監査委員 石田正明
 同 宮本秀国
 同 齋田雅夫
 同 伯川志郎

1 監査報告と措置の件数

監査の結果に関する報告に添えて提出する意見

(広報印刷物について)・・・13件

(複合施設・官民合築施設等の維持管理について)・・・2件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

26 監査公表第9号（平成26年5月15日付 福岡市公報第6111号公表）分

(行政監査)

(事務)

1 広報印刷物について

(監査の結果に関する報告に添えて提出する意見)

監 査 の 結 果	市 の 見 解
1 広報印刷物作成の必要性の検討を 広報印刷物の作成にあたっては，広報の目的や対象，作成費用等を十分考慮するとともに，既存の広報印刷物との内容の重複に注意し，作成の必要性を検討する必要がある。	広報担当監に周知するとともに，職員に周知徹底するよう依頼した。 また，研修を通じて職員に指導した。
2 広報印刷物におけるユニバーサルデザインについて (1) 情報の受け手の多様性に配慮を 情報の受け手の多様性に留意しながら，誰にとっても分かりやすい広報印刷物を作成するよう努められたい。	広報課では，ユニバーサルデザインに配慮した印刷物を作成するための手引き（「ユニバーサルデザインに配慮した印刷物作成の手引き」）を発行しており，その内容に関して，年1回職員の理解促進のため研修を実施している。なお，本研修は今後も実施予定としている。
(2) 男女共同参画の観点から	

<p>男女共同参画の視点を踏まえ、性別によってイメージを固定化するようなイラストや文章表現は避けられたい。</p>	<p>当該手引書については、周知徹底を図るとともに適宜見直しを行っていくこととした。</p>
<p>(3) 奥付をつけて責任の所在を明らかに冊子やパンフレット等の形態を問わず、奥付をつけるべきである。責任の所在を明らかにし、見る人が問い合わせ等をしやすいような配慮をされたい。</p>	
<p>(4) 手引き等の周知、活用を 広報印刷物の作成にあたっては、作成の目的や広報の内容等に応じて積極的に手引き等を活用されたい。 手引き等を策定している所属については、それらの周知を図るだけでなく、適宜内容の見直しを行われたい。</p>	
<p>3 経済性・効率性について (1) 広告掲載について検討を 広報印刷物の作成にあたっては、その広報印刷物の対象や性質等を考慮しつつ、広告掲載について検討する必要がある。</p>	<p>広報担当監に周知するとともに、職員に周知徹底するよう依頼した。 また、研修を通じて職員に指導した。</p>
<p>(2) 廃棄の状況の確認を 広報印刷物を必要以上に作成していないか、作成する所属においては、配布・掲示場所における廃棄の状況を確認し、経済性・効率性の両面から作成部数を検討する必要がある。</p>	
<p>(3) 配布・掲示先まで含めた検討を 広報印刷物をより経済的・効率的に発行するために、作成の目的や必要性を十分に検討し、更に、作成にあたっては、配布依頼先や依頼枚数等を見直す必要がある。</p>	
<p>4 有効活用について (1) 配布・掲示方法の共有を</p>	

<p>広報印刷物を更に効果的に配布・掲示するために、各施設における配布・掲示の工夫を共有できるようにする必要がある。それぞれの工夫を共有し、各施設において、更にわかりやすく利用しやすい情報提供に努められたい。</p>	
<p>(2) 広報効果の検証を 広報印刷物の目的や内容によって広報効果の検証方法は異なるが、様々なデータを活用して検証を行うよう努められたい。</p>	
<p>(3) 他の広報媒体の活用を 市のホームページを積極的に活用されたい。 テレビ・新聞は、掲載に大きな費用がかかるが、不特定多数の人に情報を発信できることから、得られる広報効果は高い。ニュースや記事としてテレビ・新聞に取り上げられるよう報道機関への周知や依頼を工夫されたい。 対象者をしぼったフリーペーパーや業界情報誌なども活用されたい。</p>	
<p>5 配布・掲示先と綿密な連携を 作成側は、広報印刷物の配布・掲示についてただ依頼するのではなく、配布・掲示側と綿密な連携を図り、配布・掲示側がスムーズに作業を行えるよう十分に配慮されたい。</p>	
<p>6 最後に 各局区に広報担当監が配置されていることを踏まえ、発行した広報印刷物の情報を広報担当監に集約するなど局区全体の取り組みの底上げを図り、広報活動の充実・強化に努められたい。</p>	<p>広報担当監に対して、各局区等における効率的・効果的な広報の実施及び、広報戦略室等で開催される研修等への職員参加を依頼した。</p>

(工事)

- 1 複合施設・官民合築施設等の維持管理について

(監査の結果に関する報告に添えて提出する意見)

監 査 の 結 果	市 の 見 解
<p>1 公共施設マネジメント推進の強化</p> <p>アセットマネジメント推進部においては「アセットマネジメント基本方針及び実行計画」, 「官民協働事業 (P P P) への取組方針」等により公共建築物を中心とした取組が行われてきた一方で、平成 25 年度に新設された財産有効活用部では、主にさらなる財源の確保という観点から「財産有効活用プラン」が策定されている。</p> <p>いずれも資産の「管理から経営へ」という観点からの取組ではあるが、同一局であることの利点を活かし、さらなる連携のもと、公共施設マネジメントに取り組むことが望ましく、施設を所管する関係局区等の支援や、施設の複合化に向けたコーディネート等も含めた充実策について検討されたい。</p> <p>また、公共建築物の改築、大規模改修、新築などのうち、民間のノウハウ等の活用の可能性があり一定の事業規模のある計画については、「官民協働事業 (P P P) への取組方針」により、複数の事業手法を比較検討し、最適な事業手法を判断することとなっている。</p> <p>今回の監査で、過去に整備された複合施設等には様々な手法が用いられていることがわかったが、今後より効果的な公共建築物の更新・建替えの計画を立案するためにも、複合化による効果について評価していく仕組みづくりなどを検討されたい。</p> <p>(財政局財産活用課, アセットマネジメント推進課, 大規模事業調整課)</p>	<p>公共施設マネジメントについては、財産有効活用部及びアセットマネジメント推進部が連携して施設を所管する関係局区等の支援等に取り組むこととしており、その中で、施設の複合化に向けたコーディネータ等についても検討していく。</p> <p>また、公共建築物の複合化による効果の評価のあり方についても検討していく。</p>

<p>2 民間等との維持管理データ共有について</p> <p>施設管理者への支援策として、施設概要などの基本情報や保守点検、光熱水費情報などをデータベース化した「市有建築物保全情報システム」が構築・運用されている。</p> <p>しかしながら、システムの運用は全庁OAのセキュリティ上の問題で庁内に限定されているほか、指定管理者が実施した様々な維持保全情報について、アセットマネジメント推進課に十分に情報提供されていない状況にある。</p> <p>情報管理の観点や共有すべきデータの選別などの課題もあるが、今後、指定管理者が交代するケースや、民間との複合施設が増えることも想定し、適切な維持管理を継続していくためには、行政内部だけでなく、指定管理者等も含めた、情報の蓄積・共有のあり方について検討されたい。</p> <p>あわせて、各種整備手法で建てられた複合施設等の保有・管理コストを総合的に把握する観点から、「貸付・借受台帳」や異なる会計間でのシステム等の連携についても検討されたい。</p> <p>(財政局財産活用課、アセットマネジメント推進課)</p>	<p>公共施設の適切な維持管理を継続していくため、「市有建築物保全情報システム」については、指定管理者が実施した維持管理に係る情報を含め、情報の蓄積・共有のあり方について検討していく。</p> <p>また、複合施設等の保有・管理コストを総合的に把握する観点から、「市有建築物保全情報システム」と「貸付・借受台帳」との間で連携を図っていく。</p>
--	---